

前田議員（自民議連）

令和3年7月1日
教育長答弁実録
（教育委員会）

（問）教育職員による児童生徒性暴力防止法について

「教育職員による児童生徒性暴力防止法」では、わいせつ行為で免許を失効した教員の再取得を、免許授与権を持つ都道府県教育委員会の判断で拒絶できる「裁量権」が与えられている。免許再交付の可否の判断など運用面の検討はこれからとのことだが、子供たちが安心・安全に学校生活を送るためにも、教育委員会の裁量権の許す限り、これまでの教育長の方針どおり、厳しい姿勢で臨んでもらいたいと思うが、教育長の所見を伺う。

また、同法は、公布から1年以内に施行されるが、既に3年を経過した事案については、施行される前に申請があれば、免許の再交付が可能となり、教育委員会として拒むことはできないと聞いている。

さらに、対象は「懲戒免職処分となった教職員」のようであり、懲戒免職になる前に自ら辞職した場合は対象にならないとすれば大きな抜け穴となる。

今後、教員を採用する際には、こうした制度の網を潜り抜けた教員が、知らないうちに教壇に立つということがないように、しっかりと調査、確認をしていただきたいと思いますと思うが、併せて教育長の所見を伺う。

（答）

非違行為の中でも、教職員によるわいせつな行為は、特に非難に値するものであり、とりわけ、児童生徒に対する行為は、児童生徒の権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復し難い心の傷を残すなど、心身に対する重大な影響を与えることから、決してあってはならないものと考えております。

本年6月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されました。

これにより、児童生徒への性暴力により教育職員の免許が失効した者については、今後、各都道府県教育委員会が、専門家をつくる審査会の意見を聴いた上で再び免許状を与えることが適当と認められる場合に限り、免許状を与えることができる権限を与えられたところでございます。

この免許状を再び与える運用につきましては、今後、国において策定される基本指針を踏まえ行うこととなりますが、本県におきましては、これまで同様、厳しい姿勢で臨んでまいりたいと考えております。

また、教員の採用に当たりましては、本年2月から開始された、過去40

年間の免許状の失効・取上げの記録を検索できる「官報情報検索ツール」を積極的に活用するとともに、受験者に対して、面接時に、経歴などを慎重に確認し、教員としての適格性を厳格に見極め、わいせつ事案等を行った者を採用することのないよう、厳正に取り組んでまいります。